

I 調査の概要

1. 調査期間

平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで

2. 調査種別

(1) 市町村観光動態調査

- ① 観光入込客延べ数
- ② 宿泊客延べ数
- ③ 外国人宿泊客延べ数

(2) 観光地点アンケート調査

3. 調査方法等

(1) 市町村観光動態調査

- ① 観光入込客延べ数は、次の a、b の調査による延べ数の合計により算出した。

a 観光庁共通基準調査 (205 地点)

国土交通省観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準」(観光庁共通基準)に基づいて、観光地点、行祭事・イベントの入込客数について市町村が調査を行った。

観光地点の要件は次の (ア) ~ (ウ) のとおり。行祭事・イベントについては、(イ)、(ウ) の要件を満たすもの。

(ア) 非日常利用が多いこと (月 1 回以上の頻度で訪問する人数の割合が半分未満)。

(イ) 入込客数が適切に把握できること。

(ウ) 前年の入込客数が年間 1 万人以上、もしくは前年の特定月の入込客数が 5 千人以上であること。

b 独自調査 (200 地点)

観光庁共通基準地点を補完する調査として、(社)日本観光協会(現在の(公社)日本観光振興協会)が刊行した「全国観光統計基準」による地点を対象として、市町村が調査を行った。

- ② 宿泊客延べ数及び外国人宿泊客延べ数は、県内宿泊施設(ホテル・旅館、民宿ペンション等の民営宿泊施設、ユースホステル、社会教育施設、公共の宿泊施設、キャンプ場)を対象として、市町村が施設の管理者に宿泊者数を調査し、県が独自に集計した。

(2) 観光地点アンケート調査

アンケート調査については、国土交通省観光庁が示す「観光入込客統計に関する共通基準の調査要領」に基づき休日に調査を行った外、同要領に基づき県独自で別日の休日にも追加調査を行った。

- a 調査対象者 調査期日に、以下調査対象地を訪れた観光客
- 調査対象地 12 地点(東部 7 地点、西部 3 地点、隠岐 2 地点)

観光地点名	市町村名	観光地点名	市町村名
松江城	松江市	道の駅キララ多伎	出雲市
玉造温泉街	〃	石見銀山	大田市
日本庭園 由志園	〃	石見海浜公園(しまね海洋館アクアス)	浜田市
松江フォーゲルパーク	〃	太鼓谷稲成神社	津和野町
足立美術館	安来市	国賀海岸周辺	西ノ島町
出雲大社	出雲市	玉若酢命神社	隠岐の島町

b 調査期日

平成27年 2月22日(日)

平成27年 5月10日(日)・平成27年 5月24日(日)

平成27年 7月26日(日)・平成27年 8月23日(日)

平成27年 11月 8日(日)・平成27年 11月29日(日)

休日7日調査

c 調査方法 各調査対象地内に調査員を配置して、聞き取り調査により実施

d 調査項目

発地(住所)、旅行回数、旅行日程、同行人数、メンバー構成、旅行のきっかけとなった情報源、利用交通機関、性別、年齢、満足度、旅行費用

e 取得枚数およびサンプル数 7,187枚(31,961サンプル)

なお、この調査での地域別の区分は以下のとおりである。

地域名	市 町 村 名
松江地域	松江市
安来地域	安来市
雲南地域	雲南市、奥出雲町、飯南町
出雲地域	出雲市
大田地域	大田市、川本町、美郷町、邑南町
浜田地域	浜田市、江津市
益田地域	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐地域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

<参考：島根県全域図>



4. 用語の定義

主な用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
観光	余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れ、継続して1年を超えない期間の旅行をし、また滞在する人々の諸活動
観光地点	観光・ビジネスを問わず、観光客を集客する力のある施設又はツーリズム等の観光活動の拠点となる地点
行祭事・イベント	行祭事：地域住民の生活において伝統と慣行により継承されてきた、恒例として日を定め執り行う歴史的催し・祭り、郷土芸能等の集合 イベント：常設又は特設の会場施設において行われる博覧会、見本市、コンベンション等
宿泊客	県内に1泊以上する観光客
日帰り客	旅行日程が日帰り、又は宿泊であっても県内には宿泊しない観光客
観光入込客延べ数	観光地点及び行祭事・イベントごとに計測した入込客数を単純合計した入込客の総数。1人の観光客が複数の観光地点を訪れると重複して計上される。(単位：人地点)
観光入込客実人数	観光地点及び行祭事・イベントを訪れた実際の入込客の人数。1人の観光客が1回の旅行で複数の観光地点を訪れた場合でも1人回と数える。(単位：人回)
宿泊客延べ数	1日単位でみた宿泊客の人数。1人が2泊3日する場合は2人泊と数える。(単位：人泊)
観光消費額単価	観光入込客1人の1回の旅行における県内での観光消費額(交通費(県内)、宿泊費、土産代、飲食費、入場料等)
観光消費額	本県を訪れた観光入込客が県内で消費した金額の総額。観光入込客実人数に、観光消費額単価を乗ずることで算出する。